

先住民の子どもの強制的引き離しは何をもたらしたのか？  
——オーストラリア・アボリジニの「盗まれた世代」の事例から——

木村彩音

(神戸大学大学院国際文化学研究科)

はじめに

オーストラリア社会において、「盗まれた世代 (Stolen Generation)」は、ある種アボリジニ社会が経験してきた蹂躪の歴史を、象徴するような言葉として扱われてきた。この呼称が指すのは、連邦政府・各州政府、キリスト教会などによって、幼少期にアボリジニの家族から強制的に引き離され、主流社会の養護施設や養家で育てられたアボリジニ、あるいは混血の人びとである (Read 1999)。

こうしたことは、1970年代半ばまでおこなわれていながら、80年代に入るまで一般のオーストラリア人には殆どとっていいほど知られていなかった。しかしそれが世に知られるようになると、一躍オーストラリアの歴史観を揺るがすような事象として、激しい議論的となった。時を経るにつれて、存命する当事者たちが自身の経験を証言するようになり、強制的引き離しの実態が徐々に明らかになってきた。ガッサン・ハージは、このことについて「多くのオーストラリア人にとって、残忍な植民地的レイシズムが自分たちの生まれた後まで続いていたということを知ったのは、それが初めてであった」と述べ、「生々しい出来事の記憶を語る人々の話に耳を傾けることは、より遠い過去に起きた暴虐の物語を読むことよりも、ずっと切迫した道徳的効果をもたらざるを得なかった」と指摘している (ハージ 2008 : 120)。

しかし非アボリジニ系オーストラリア人に切迫した道徳的効果をもたらしたのは、当事者の証言だけではなかった。むしろそれ以上の効果があったのは、強制的引き離しが当事者の直面する様々な社会問題 (精神疾患、健康状態、犯罪率、失業率など) に関係しているのではないかという疑念が、80年代のアボリジニの拘留死問題をきっかけに浮上したことであった。

その後、子どもの強制的引き離しに関する二つの公的報告書、『テリング・アワー・ストーリー』 (Aboriginal Legal Service of Western Australia (Inc.) 1995)、『プリンギング・ゼム・ホーム』 (National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islanders Children from Their Families 1997) が、この点について精神医学、児童心理学などの観点から論じ、強制的引き離しと諸問題のリスクには関連性があるとの見解を打ち出した。このことによって「盗まれた世代」を、過去のトラウマ的な経験から、様々な問題に苦しむかわいそうな人びと、あるいは犯罪に手を染める問題のある人びととみなす言説がオーストラリア社会に定着することとなる。

しかし一方で「盗まれた世代」という呼称は、幼少期に家族から引き離されたという以外に明確な共通点のない、多様な人びとを含んでいる。こうした人びとを「盗まれた世代」をめぐる一般的な言説の枠に当てはめてしまうことで、その特異な経験との折り合いのつけ方、強制的に分離されることで変容を余儀なくされた家族、親族構造の様態など、彼らの様々な生のあり方を取りこぼしてしまうおそれがある。

もちろん「盗まれた世代」の語る、苦難と暴力に満ちた経験や、それによって彼らが負った心の傷を否定することは本意ではない。ここではあくまで、「盗まれた世代」をめぐる言説を問い直し、強制的引き離しがもたらした影響について再考することを提案したいのである。

そこで本論では、「盗まれた世代」と諸社会問題のリスクが結び付けられ、いわゆる「盗まれた世代」言説が形成された経緯を概観し、2008年の統計調査を使ってその言説の妥当性を検討する。そのうえで、とある「盗まれた世代」の一族の事例から、統計調査では明らかにされてこなかった強制的引き離しの影響の一端を指摘し、「盗まれた世代」の今日的状況とその経験の特殊性を描き出すための今後の方向性を提示する。

尚、本論で扱う「盗まれた世代」は主として、1930年代の同化政策期から1970年代半ばまでに、強制的引き離しに遭ったアボリジニ、混血の人びとのことを指すものとする。また煩雑さを避けるため、便宜上、アボリジニの家族から引き離され、非アボリジニの養家、養護施設などで育てられた経験全般を、強制的引き離しと呼ぶこととする。

## 1. アボリジニの拘留死問題

アボリジニの子どもを家族のもとから引き離すこと自体は、1788年の入植直後からおこなわれていたとされている。当初は労働力の確保などが目的であったが、連邦政府の対アボリジニ政策の変遷につれて、そこに付与される意味や規模、アボリジニの子どもに対する見方も変化してきた（木村 2018：128）。

強制的引き離しが最も組織的に大規模に行われたのは1930年代以降の同化政策期であった。急激に増加するアボリジニの混血児に脅威を感じた連邦政府は、彼らをアボリジニのコミュニティから隔離して育てることで、この問題に対処しようとした。この対応策が目指したのは、彼らが主流社会に順応し、非アボリジニと婚姻関係を結ぶ可能性を高めることで、暗い肌色の子どもの出生を抑制し、より明るい肌色の子どもを増やすよう仕向けること、つまりいわゆる「生物学的吸収」であった（McGregor 2002：287-288）。その第一歩として、強制的引き離しはますます活発に行われた。他方で、一般の非アボリジニ系オーストラリア人には、その活動の存在自体、あまり知られていなかった。

そうした流れが変わったのは、1980年代のアボリジニの拘留死問題がきっかけであった。1980年代、留置所内でアボリジニが不審死を遂げる事態が相次いだため、1987年に王立調査委員会が設置された。80年代に発生した99件にもものぼる事例が調査され、1990年に報告書が提出された（Bretherton and Mellor 2006 : 85）。

この報告によって、拘留中の死亡率は非アボリジニと比べて特別高くはないものの、拘留率そのものが非常に高いことが判明した。調査された99人のうち、37人は疾患、62人は他の要因（自殺、薬物、銃創）による死亡であった。20代から50代の比較的若年層が不整脈や脳内出血などの疾患で亡くなっていることや、自殺者数が特に多いことなどから、彼らの健康状態の悪さや、背景にある社会的差別や主流社会との不均衡が指摘された（The Royal Commission Australia 1990）。

この調査結果を受けて、1991年に成立した和解委員会法案により、10年間の期限付きで和解委員会が発足した。これを機にオーストラリア社会は、アボリジニに対する「過去の不正義」と本格的に向き合うこととなった。強制的引き離しについては、人権・機会均等委員会により大規模な調査がおこなわれ、1997年に『ブリンギング・ゼム・ホーム』が発表された。この報告書を機に、強制的引き離し、そして「盗まれた世代」の存在はオーストラリア社会の人びとに知れ渡ることとなる。

一見つながりの薄そうな拘留死の問題と子どもの強制的引き離しが結びつけられたのは、拘留中に死亡した99人のアボリジニのうち、約半数の43名が、連邦政府、州政府、ミッションなどによって、生物学的な親から引き離された経験をもっていたことが明らかになったからである。このことから、彼らが直面している諸問題と幼少期の強制的引き離しの経験には何らかの関連があるのではないかといわれるようになった。

例えば、1988年にアメリカ、フロリダ州で起こった強姦殺人事件などがその典型的な事例である。調査によって、逮捕された犯人は強制的引き離しの経験をもつ「盗まれた世代」のアボリジニであることが発覚した。それを受けて、アボリジニ活動家や歴史学者らが、彼の非行の原因は強制的引き離しの経験にあるとして、裁判で彼の減刑を求める事態にまで発展したのである（State of Florida 1991）。その他にも、アボリジニの問題行動や犯罪行為が、彼らの強制的引き離しの経験と結びつけて語られる例は大小問わず様々存在する。

こうした見方に根拠を与えたのは、ウェスタンオーストラリア州のアボリジニ司法サービス法人によって1995年に発表された、同州の強制的引き離しに関する調査報告書『テリング・アワー・ストーリー』、前述の『ブリンギング・ゼム・ホーム』である。これらの報告書は、強制的引き離しに関する、初の公的機関レベルの大規模な調査結果をまとめたものであり、その後の「盗まれた世代」に関する世論や政策の方向性に多大な影響を与えた。

両報告書は一章分の紙幅を割き、強制的引き離しの影響について、当事者の証言や

彼らへのアンケート調査などをもとに児童心理学、精神医学などを用いながら論じている。これらの論調は角度を少し変えつつもほぼ同じもので、強制的引き離しによってもたらされる諸要因が「盗まれた世代」にさまざまな問題を引き起こしていると主張する。

例えば、児童心理学的な観点から、養育環境が一定しなかったり、引き取り先で虐待や差別を受けたりすることによって、他者と上手く関係を築く能力を発達させられなかった、あるいは自分とは異なる文化、人種の養育者に囲まれて育つことで、アイデンティティの形成に問題が生じたというような主張がなされている。そういった議論は、青年期の問題行動や犯罪行為などと結びつけられている。精神医学の観点では、幼少期に親から引き離されたり、虐待を受けたりするといったようなことがトラウマとなり、自殺や自傷行為につながると主張されている。

この二つの報告書が提示した結論は、拘留死問題以来疑いがかかっていた、強制的引き離しと諸問題の関連性を支持し裏付けるものとして、「盗まれた世代」をめぐる言説の形成に大きく影響した。先に紹介したフロリダ州の事例では、アボリジニ社会活動家のモリー・ダイアーがこういった論理を用いて、容疑者の弁護に当たっていた（State of Florida 1991）。

また、ミッシヨナリーとアボリジニが良好な関係性を築き、強制的引き離しがそれほど確認されていなかった地域でも、最近になって「盗まれた世代」をめぐるトラウマが語られるようになったことが報告されている。これについて窪田は、個々人の典型的なトラウマの語りや、歴史的な集団のトラウマとして組み上げられたと述べている（窪田 2016）。このように「盗まれた世代」の言説は、アボリジニのあいだでも、ある程度共有された集団の記憶として語られつつあるのである。

こうした「盗まれた世代」言説をめぐる、拘留死問題から約 20 年後に実施された統計調査がある。次節ではこの統計を用いて、強制的引き離しと諸問題の関連性を検討してみたい。

## 2. 強制的引き離しと社会問題の関係性

オーストラリア統計局およびオーストラリア健康福祉研究所が継続的に実施している、オーストラリア・アボリジニおよびトレス海峡諸島民の健康と福祉に関する調査報告のひとつに、2010 年に発表された「社会福祉と精神安定：生みの家族からの引き離し（Social and Emotional Wellbeing : Removal from Natural Family）」という一連の統計調査報告がある。この報告のなかに、2008 年に実施された社会調査に基づく、生みの家族から引き離された経験をもったアボリジニおよびトレス海峡諸島民に関する最新のデータを提示したものがある（the Australian Bureau of Statistics and Australian Institute of Health and Welfare 2010）。

この統計は、強制的引き離しと社会問題の関連について検討するうえで、いくつかの重要な示唆を与えてくれる。紙幅の関係上、全てを提示することはできないが、特にこの議論に関係があると思われる項目を取り出して検討してみたい。

2008年時点で強制的引き離しを経験した15歳以上のアボリジニおよびトレス海峡諸島民は全体の8%、26,900人であった。また全体の38%が、親族に引き離しを経験した者がいると回答した。なお、強制的引き離しを経験した83%の人びとが、何らかの形で生物学的家族の成員に会ったことがあると回答している。

次に引き離しの経験者の健康状態および社会経済状態に関するデータを提示する。この調査では、対象集団を15歳から39歳までと40歳以上、更に引き離しの経験の有無によって区分している。年齢による区分は、政策の変化を反映したものとされている。40代以上の人びとは、いわゆる「盗まれた世代」の時代において引き離しを経験した人びとであり、それ以下は他の何らかの理由で生みの家族のもとから離れなければならなかった人びとである。よって、40歳以上の引き離し経験者を以下では総じて「盗まれた世代」とし、15-39歳のデータは提示しない。詳しい数字については以下の表で示す。

2008年の調査では、障害か長期の健康障害をもつ「盗まれた世代」は77.6%、そうでない人は66.3%であった。ただし、この調査は自己申告制であるため、診断書などの裏付けはない。この結果を見ると、確かにほとんどの項目で「盗まれた世代」を含む引き離しの経験をもつ者のほうが、より健康的リスクを負っているようである。一方で、割合の差はそれほど顕著であるわけではない。

次に社会経済面を見てみたい。オーストラリアの高等教育は12年制で、概ね7~9年生までが日本の中学生、10~12年生までが高校生に相当する。学歴の項目では、12年生を修了した人の割合は「盗まれた世代」は9.3%、そうではない人々は12.0%となっており、さほど大きな差は開いていない。

次に労働状況である。表には含めていないが、両者とも労働人口はそれぞれの対象集団のおおよそ半数となっている。それに対する失業率は、「盗まれた世代」では13.8%、そうではない人では7.3%と約2倍の結果となっている。

全体的に見て、健康状態、経済状態など、確かに生みの家族から引き離された経験をもつ人のほうが、そうでない人よりも比較的良くない傾向はあるようである。しかし、そういった状況の全てを強制的引き離しに還元することもできない。この調査報告書自体も、引き離しの経験の有無による、各項目の割合の統計的差はそれほど大差ではないと指摘している (the Australian Bureau of Statistics and Australian Institute of Health and Welfare 2010)。

表 生みの家族からの引き離しの有無による選択的特徴 40歳以上の場合

(Selected Socioeconomic Characteristics by Removal from Natural Family をもとに筆者が再編)

	引き離しの経験有り	引き離しの経験無し	全体
<b>健康状態</b>			
長期的リスクを伴う飲酒 (%)	20.8	15.1	16.0
短期的リスクを伴う飲酒 (%)	34.5	30.0	31.0
違法薬物の使用経験有り (%)	22.5	12.9	13.8
障害か長期の健康障害有り (%)	77.6	66.3	67.6
強い精神的苦痛の経験 (%)	36.7	30.5	31.3
<b>学歴</b>			
12年生 (%)	9.3	12.0	11.7
10/11年生 (%)	27.7	38.1	36.9
9年生以下 <sup>a</sup> (%)	63.0	49.9	51.4
<b>労働状況</b>			
就労中 (%)	38.8	52.7	50.5
求職中 (%)	6.2	4.1	4.3
失業率 <sup>b</sup> (%)	13.8	7.3	7.8
<b>合計人数 (人)</b>	13,222	102,895	119,391

a) 学校に行ったことのない者も含む。

b) 就労中と求職中の人数の合計に対する割合。

また同調査では、アボリジニと非アボリジニでの統計的比較を実施している。その結果、アボリジニは非アボリジニと比べて、経済・健康状態の悪い人の割合が高く、社会生活面でもほぼ同様であった。つまり、そもそもアボリジニ全体が、非アボリジニに比べて社会的劣位に置かれている傾向にあることが統計調査に表れている。

強制的引き離しの影響を追究するには、諸問題を項目ごとに切り取って量的に観察、検討するよりも、それらに留意しながら「盗まれた世代」個々人の事例を検討していく必要がある。もちろんそうすることによって、要素還元的に強制的引き離しの影響を断定することは本意ではない。それは一対一で関係づけられるものではなく、「盗まれた世代」の生にさまざまなかたちで絡み合うものだからである。そうした様態を詳らかにしていくことで、根強い「盗まれた世代」をめぐる言説を問い直し、彼らの生きられた現実に対する新たな理解を得られるように思われる。

### 3. 受け継がれる痛み——ある女性の一族の事例から

ここで提示する事例は、ニューサウスウェールズ州の郊外で、マコムジーによって収集されたもので「盗まれた世代」個人とその家族をめぐるストーリーである（McComsey 2010）。そこからは、個別の問題や当事者のみには必ずしも還元できない、強制的引き離しの影響とそれに翻弄される「盗まれた世代」一族の姿が伺える。

ジャネット・スミスは、「盗まれた世代」のひとりのグローリア・ウィリアムズと、非アボリジニ男性のあいだに生まれた女性である。彼女には、同じ両親をもつ二人の姉妹と、父親違いの兄弟が二人いる。この二人の父親はグローリアのアボリジニの先夫である。グローリアはかつて、これら五人の子どもを養護施設などにとられている（ただし所在ははっきりしていたので、生き別れにはなっていない）。ジャネットは、アボリジニと自認しており、兄弟全員を「グローリアの一族（Gloria's people）」と呼ぶ。

ジャネットには三人の子どもがおり、上の二人の父はアボリジニ男性、最年少の子どもの父はアングロサクソン系である。彼女の上の子どもたちは、ニューサウスウェールズ州の福祉局によって、両親から引き離されて、父方の祖母に預けられている。原因は両親のDVと違法薬物の使用である。父方の祖母に預けられたことによって、最終的に父親が養育権を取り戻している。一番下の子どもも、同様の理由で両親のもとから、最初はアボリジニの養家へ、後に非アボリジニ夫婦のもとへ預けられた。

州の福祉局は、ジャネットの子どもの養育者に適した人間を血縁者の中から選定することにした。そうして白羽の矢が立ったのが、ジャネットの姉妹のひとり、サラだった。しかしサラは、自分の子どもの世話で手一杯であることを理由に、ジャネットの子どもたちを引き取ることを拒否した。ジャネットはその態度に対して、子どもたちのオバとしての役目を果たしていないし、拒絶した本当の理由は、ジャネットの子どもたちが「黒すぎる（too black）」だからだという。

ジャネットの見た目はサラよりも母親似で、肌の色も暗かった。幼少期、母グローリアがサラよりもジャネットに辛く当たったのはそのせいだとジャネットは解釈している。その態度はグローリアが経験した強制的引き離し、そしてその後養護施設で施された教育のせいであると彼女は解釈する。施設では、アボリジニの文化は良くないものとされ、アボリジニの子どもはアボリジニではないかのように振る舞うことを教え込まれた。その影響は、グローリアが育児をする段階に至って現れたのだという。それがジャネットにも受け継がれ、育児が上手くいかないのだとジャネットは主張する。

彼女が母から受け継いだという、アボリジニであることへの複雑な感情は、子どもを誰が育てるかという問題に対する彼女の態度に表れている。彼女が子どもをサラに育ててほしがったのは、子どもたちを自分の身内のあいだでつなぎとめておきたい、アボリジニとしての内実を失ってほしくないと思ったためである。サラがそれを拒絶

したことは、親族の役目を果たさなかったことへの非難だけでなく、アボリジニであることのコンプレックスに引き付けて解釈される。また自分の親族以外のアボリジニの保護者は信用できないとジャネットは語る。そのような意向のため、末の子は一旦親族以外のアボリジニの家庭に引き取られたが、後に非アボリジニの家庭へ移ることになったのである。

末の子が引き取られていったのち、彼女がその子に送った手紙には、その子が養父母に育てられ、「純血のオーストラリア人 (full blooded Australian)」になれば、周りからアボリジニだからと馬鹿にされることはないだろうと記されている。一方同じ手紙のなかで、その子の祖母は純血のアボリジニで、その子自身にも血のつながったアボリジニの兄弟がいることを強調している。その上で、もし兄弟に会いたければ、会う権利はあるのだと説いている。しかしのちに彼女は、もし本当に彼らが出会えば、あまりに育ち方が違うために上手くいかないのではないかと語っている (McComsey 2010)。こうした矛盾しているともとれる語りからも、子どもや育児、アボリジニに対して、彼女が複雑な内的葛藤を抱えていることがわかる。

#### 4. 考察

アボリジニの拘留死問題をきっかけに、強制的引き離しは諸社会問題と関連付けられ、結果として、現在も様々な問題に苦しむ人びととしての「盗まれた世代」言説が作り出されてきた。それは公的機関によって発表された二つの調査報告書によって、強固なものとなった。

しかし、強制的引き離しの経験と諸社会問題の関連は、関連性を傍証することはできても、完全な因果関係を立証することは不可能である。確かに強制的引き離しの経験や、主流社会での成長過程における差別的経験や教育は、彼らの社会生活に何らかの影響を及ぼし、時にはそれを困難にしてきたことは想像に難くない。だが 2008 年の統計では、強制的引き離しの経験の有無によって、諸社会問題を抱えるリスクはそれほど大きく変わらないことが明らかになっている。むしろそういった傾向は、アボリジニと非アボリジニを対照した場合のほうが顕著であり、諸社会問題のリスクはアボリジニ社会全体にある程度共通するものであるといえる。

とはいえ「盗まれた世代」が、社会的苦境に立つ他のアボリジニと変わらない、と主張したいわけではない。ジャネットの事例は、その点に関して重要な示唆を与えてくれる。

まず、アボリジニに対する人種差別的な見方の内面化である。「盗まれた世代」の多くは、アボリジニの家族から切り離された後、養護施設や養家で、アボリジニを嫌悪し忌避する教育を受けている。例えば、大半の施設で、アボリジニの言語を話すことは禁じられていた。その規則を破った場合は、悪魔の言葉をしゃべったとして、口の



中を石鹼で洗浄されるなどの罰則を受けることもあった (Bird 1998 : 109)。また彼らは、黒い肌は白い肌よりも良くないもの、劣るものと教え込まれ、成人後にアボリジニ同士が結婚しないように仕向けられるなどしている。そのため「盗まれた世代」には、アボリジニに対する人種差別的な見方を内面化した者も少なくない。

そういった片鱗はジャネットの語りから見て取ることができる。彼女は妹のサラが子どもの養育を断った理由は、物理的なキャパシティーの問題ではなく、本当は彼女の子どもが「黒すぎる」からだと言っている。また、彼女自身も自分の子どもを親族以外のアボリジニが育てることを好まず、非アボリジニに育てられたほうが、子どもは「完全なオーストラリア人」になれると考えているのである。

「盗まれた世代」以外のアボリジニであっても、被差別経験からアボリジニというカテゴリーに対して否定的な見方をする人びとも一定数いるだろう。しかし「盗まれた世代」の場合、そうした内面化は、教育という形で意図的、組織的になされたものであり、偶発的に生じたことではない。それは最終的に、アボリジニ同士での婚姻を減少させ、アボリジニを「生物学的に吸収」という、連邦政府の目的を遂げるためであった。この事例からもわかるように、アボリジニに対する人種差別的な見方を彼ら自身に内面化させるという点では、強制的引き離しとその後の教育は確かに有効に作用したのである。

しかしそれは、彼らがアボリジニであることを完全に否定させることに成功したわけではない。ジャネットは「アボリジニらしさ」を示す肌の黒さや、親族以外のアボリジニに子どもを養育されることに抵抗感を覚える一方で、末の子どもにはアボリジニの親族がいることを手紙のなかで切々と説く。ここに生じているのは、アボリジニに対する否定的な見方の内面化と、それでも親族を中心とするアボリジニとのつながりを捨てられずにいることが引き起こす矛盾、その内的葛藤なのである。

興味深いのは、この事例において、こうした内的葛藤が「盗まれた世代」当人だけでなく、下の世代に再生産されているということである。ジャネットは、自分が内的葛藤を抱えることになったのは、自身の経験によるものではなく、あくまで母親から受け継いだのだと捉えている。グローリアが、アボリジニへの否定的な見方と、自分に似た肌の黒い子どもの間で、板挟みになりながら育児をしたことによって、自分も母親と同様の状況に陥ったというのがジャネットの主張である。明言はされていないが、肌の色のせいで、ジャネットの子どもの養育を断ったと言われていることから、サラにも同様に内的葛藤が受け継がれていると推測される。

つまりこれが「盗まれた世代」特有の今日的状況の一端だということができよう。統計調査を検討して分かったように、「盗まれた世代」は諸社会問題のリスクという点では、他のアボリジニとそれほど大きな差がなかった。しかしジャネットの事例から、「盗まれた世代」には強制的引き離しに遭い、主流社会で育てられたことに起因する内的葛藤を抱える人びとがいること、そしてそれが家族の相互交渉によって下の世代

に再生産されるような状況が生じているということが見受けられる。

そして問題の性質上、それは育児をめぐるやりとりにおいて表れやすい。「盗まれた世代」をめぐる問題への反省から、オーストラリアの福祉現場では、アボリジニ家庭の両親が何らかの理由で子どもを育てられないと判断された場合、極力アボリジニの親族がその子どもを養育することが推奨されている。身内が引き取れない場合でも、引き取り先はなるべくアボリジニの家庭になるよう配慮される（VIC Government Department of Human Services 2002）。アボリジニの子どもはアボリジニが育てるのが一番良い、という訳である。しかしジャネットの事例を見ると、事はそれほど単純ではないということがわかる。ジャネットは、サラが自分の子どもを引き取ってくれないことには憤慨していたが、身内以外のアボリジニが自分の子どもを引き取ることには反対している。「盗まれた世代」をめぐる問題への反省から生まれた原則は、「盗まれた世代」の一族には必ずしもそのまま適応できるわけではないという、矛盾が生じているのである。

こうした状況を、量的調査によって明らかにすることは困難であるだけに、どの程度他の「盗まれた世代」にも共通するのかは未知数である。しかし他の「盗まれた世代」の一族と比べて、ジャネットの一族がそれほど際立って特異な例であるというわけでもないだろう。「盗まれた世代」をめぐる言説を問い直し、その経験の特殊性、彼らの今日的な状況を正確に捉えていくためには、統計調査などに表れる比較的目につきやすい諸問題だけを扱うのではなく、「盗まれた世代」当人を含めたその一族全体を射程に入れ、彼らの日常的な相互交渉を精査していく必要がある。ここで示した、家族成員間の相互交渉、特に育児をめぐる実践を通してあらわれる内的葛藤とその再生産は、そうした切り口でこの事象を捉えていくうえでの重要な手がかりになるだろう。

## おわりに

ジェイコブズは、オーストラリアだけでなく、他地域も含めた先住民の子どもの強制的引き離し全般を「先住民の家族とコミュニティに強烈なダメージを与える、ある種の社会実験」であったと指摘している（Jacobs 2014）。確かに強制的引き離しはアボリジニ社会に多大な影響を与えた。それは脈々と続いてきた系譜を断ち切り、アボリジニの子どもがアボリジニとして育つ機会を奪った。しかしそれがどのような性質のインパクトであったのか、それが現在にどうつながっているのかは、強制的引き離しが実質上終了してから50年近く経った今でも未知数である。そういった意味では、ジェイコブズのいうように、それはある種の社会実験であったのかもしれない。

アボリジニ拘留死問題によって指摘されるようになった諸社会問題のリスクと強制的引き離しの関連性は、その社会実験の分かりやすい結果の一つとして、オーストラリア社会に「盗まれた世代」の言説として定着した。しかしその関係性は、傍証で

きても、因果関係を完全に証明することはできない。そのうえ 2000 年代の統計に表れたのは、社会問題のリスクという点では他のアボリジニとそれほど大きな違いのない「盗まれた世代」の姿だった。

ジェイコブズのいう「ある種の社会実験」の作用が表れているとするならば、本論で検討してきた、「盗まれた世代」家族の内的葛藤が、そのひとつであるといえるだろう。そのうえ、それは特に育児をめぐる相互交渉のなかで下の世代へと再生産されており、福祉などの諸制度が絡むことで事態がより複雑化するようである。しかしこれはあくまでジャネットの事例のみを検討することによって得られた知見であり、今後他の「盗まれた世代」の家族の日常や育児をめぐる実践を観察し精査することで、その普遍性、家族間の差異などを検討する必要があるだろう。

いずれにせよ、彼らの今日の状況および「ある種の社会実験」がもたらしたものの本質を捉えていくためには、支配的な「盗まれた世代」言説を一度わきに置き、当事者とその一族のミクロな相互交渉を詳らかにしていくことから再出発する必要がある。

## 参考文献

< 欧文文献 >

Bretherton, Di and Mellor David

2006 Reconciliation between Aboriginal and Other Australians : The “Stolen Generations”.  
*Journal of Social Issue* Vol. 62(1) : 81-98.

Jacobs, Margaret D.

2014 *A Generation Removed : The Fostering and Adoption of Indigenous Children in the Postwar World*. Lincoln : University of Nebraska Press.

McComsey, Tiffany

2010 ‘In the Best Interests of the Child’ : Intergenerational Legacies of Past Aboriginal Child Removal Policies in Australia. In T. Thelen and H. Haukanes (eds), *Parenting After the Century of the Child : Travelling Ideals, Institutional Negotiations and Individual Responses*. Burlington : Ashgate, pp.123-140.

McGregor, Russell

2002 Breed out the Colour or the Importance of Being White. *Australian Historical Studies* Vol.36(120) : 286-302.

Read, Peter

1999 *A Rape of The Soul so Profound : The Return of The Stolen Generations*. Crows Nest : Allen and Unwin.

<日本語文献>

ハージ、ガッサン

2008 『希望の分配メカニズム——パラノイア・ナショナリズム批判』 塩原良和訳、御茶の水書房。

木村彩音

2018 「先住民社会における家族の分離と再構築——オーストラリア・アボリジニの「盗まれた世代」をめぐる歴史的展開から」『南方文化』44：127-139。

窪田幸子

2016 「ナショナルな歴史経験とトラウマ——先住民への謝罪と和解」、田中雅一（編）『トラウマ研究 人文学の視点から 上巻——トラウマを理解する』、京都大学出版会。

<統計資料>

The Australian Bureau of Statistics and Australian Institute of Health and Welfare

2010 *Social and Emotional Wellbeing: Removal from Natural Family, The Health and Welfare of Australia's Aboriginal and Torres Strait Islander Peoples, Oct 2010.* Australian Bureau of Statistics.

<報告書等>

Aboriginal Legal Service of Western Australia (Inc.)

1995 *Telling our story : a report on the removal of Aboriginal children from their families in Western Australia.* Perth : Aboriginal Legal Service of Western Australia (Inc.)

National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islanders Children from Their Families

1997 *Bringing them Home : A guide to the Findings and Recommendations of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families.* East Sydney : Human Rights and Equal Opportunity Commission.

The Royal Commission Australia

1990 *Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody report.* Canberra : The Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody.

State of Florida

1991 *Answer Brief of Appellee : James Hudson Savage, Appellant v. State Florida, Appellee,* Case No. 75, 494, in the Supreme Court of Florida. Filed January 10, 1991.

VIC Government Department of Human Services

2002 *Aboriginal Child Placement Principle Guide.* Melbourne : State Victoria. Department of Human Services.